

議案第 4 号

連盟規約改訂の件

コンサルティングエンジニア連盟規約は平成 13 年 7 月 16 日の連盟設立の前日に制定され、爾後平成 22 年 6 月 7 日に一度改訂をされています。この度、その後の社会情勢等の変化を踏まえ、連盟規約を再度改訂することとなりましたのでご報告致します。

連盟規約の改廃については、同規約附則において、「規約第 13 条に定める役員会の義を経て行うものとする」となっており、昨年 9 月 25 日に開催された役員会（常任幹事会）の席上、規約の再改訂が承認されています。

主な規約改訂のポイントは下記の 4 項目です。

1. 連盟総会を位置づける
2. 今までの常任幹事の名称を支部長に変更する
3. 支部幹事の選任は支部長が行う
4. 役員会の構成メンバーに監査役を加える

本日は連盟規約の改訂（案）を添付しております。赤字が追加部分、緑字が削除部分となります。なお、赤字、青字を修正した改訂規約は別添年次報告書に掲載しておりますのでご確認をお願い致します。